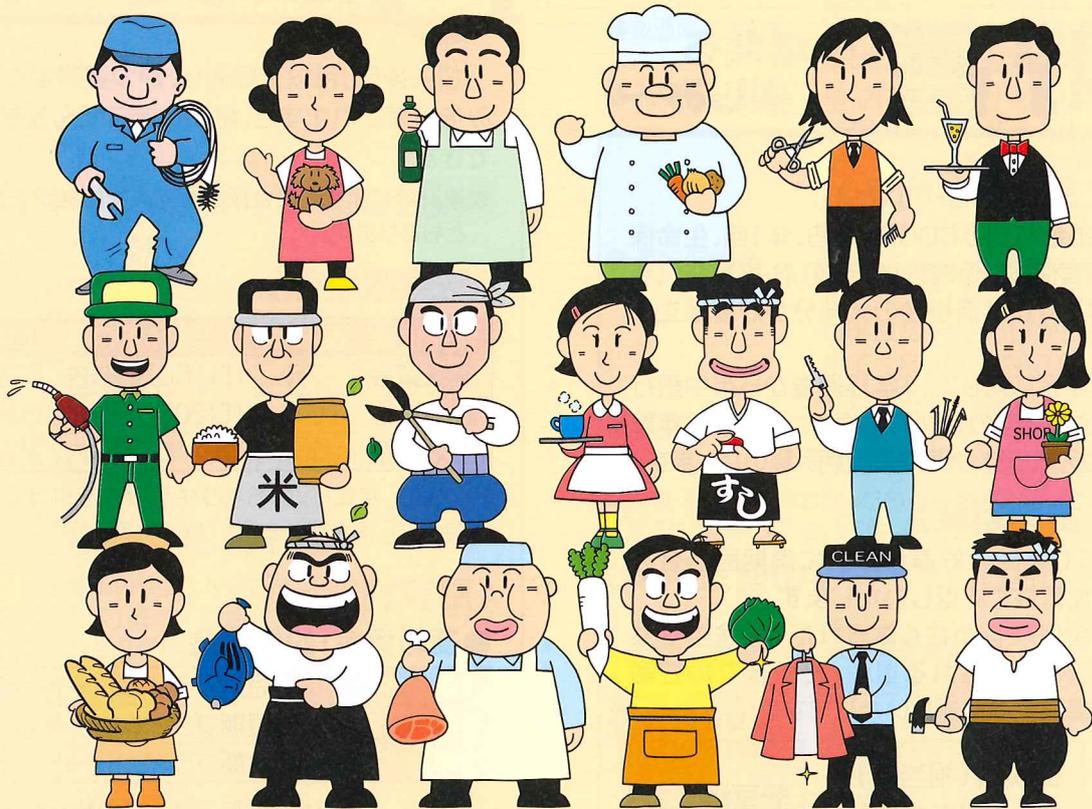


経営者の安心を応援します!!
貯蓄・融資・保障がワンパック

プラス
+ 医療特約でさらに保障充実!

商工貯蓄共済

商工貯蓄共済は商工会会員だけが利用できる便利な制度です。



- 掛金は1口につき2,000円! 口座振替で手間なく積立。
- 団体契約のメリットを活かした低料率の保険料。
- 満期までの10年間、保険料は変わりません!
- 生命保障と交通傷害補償で安心をダブルサポート。
- リビング・ニーズ特約(生前給付)でさらに安心。
- 5年経過すると積立金の一部払い戻しOK!
- 契約者だけが利用できる低金利の融資制度をあつせん。
- 人気の「医療保障特約型」にも加入できます! うれしい無事故給付金制度は、5年毎に100,000円※を給付。〈医療保障特約型。日額10,000円プランにご加入の場合〉先進医療による治療もカバーします。
- 最終満期を迎えた時には、養老保険に移行することも可能。保障を継続できます。〈移行には一定の条件がございます〉



山梨県商工会連合会・市町村商工会

3つの魅力がワンパック

貯蓄

融資

保障

1 貯蓄 ~増える楽しみ~

《貯蓄積立金および利息》

毎月の共済掛金(1口2,000円)から、年1回、生命保険、交通事故傷害保険の保険料(相当額)および経費(手数料)が差し引かれ、共済掛金の大部分が貯蓄積立金となります。

この貯蓄積立金に対して、1年経過後から市中銀行の1年定期預金と同等の金利で利息がついて、毎年貯蓄積立金に繰り入れられ、満期まで複利計算いたします。

《貯蓄積立金の返戻》

満期……10年間の貯蓄積立金に満期配当金を加算してお返しいたします。

中途解約……被保険者が亡くなった等、途中で共済を解約される場合、それまでの貯蓄積立金はお返しいたします。

共済掛金 - 保険料(相当額) 経費(手数料) = 貯蓄積立金

- 中途解約時の各保険の保障期限について
 - ・生命保険(死亡保障) 所定の締め日の解約手続きにより保険会社が商工会連合会から解約の通知を受けた時点
 - ・交通事故傷害保険 解約月の翌月1日の午後4時まで
- 貯蓄積立金は定期預金(期間1年)として県内の金融機関に預けております。
- 契約後5年を経過した契約については、一定の条件のもと「積立金一部払出し制度」をご利用できます。

- 加入できる方(加入者=掛金払込者) 商工会の会員、その家族および従業員
- 保障の対象となる方(被保険者) 満5歳6カ月~満65歳5カ月までの健康な方
- 加入期間 10年間
- 加入口数(掛金は1口につき2,000円) 被保険者1人につき30口まで

2 融資 ~しっかり支える~

加入後6カ月以上経過し、かつ遅滞なく掛金の払込みを継続されますと、融資のあっせんを受けることができます。

※業況等により融資金額を減額または融資をお断りすることもあります。

《融資限度額》

資金用途	返済期間	貸付限度額(口数倍)
運転資金	7年	1口100万円以内 最高1,000万円
設備資金	10年	1口200万円以内 最高2,000万円
生活資金	3年	1口40万円以内 最高200万円

ただし、運転・設備および生活資金を併せて2,000万円を限度とします。

《融資利率》

●運転資金・設備資金

1年以内	短期プライムレート Δ 0.1%
1年超3年以内	短期プライムレート
3年超	短期プライムレート +0.175%

ただし、ご融資金額が貯蓄積立金の範囲内、または山梨県信用保証協会保証付(別途、保証料年2.2%以下)の場合は上記利率から0.4%引き下げます。

●生活資金

3年以内	短期プライムレート +0.3%
------	-----------------

《融資窓口》

山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫
山梨県民信用組合・都留信用組合の各本支店

3 保障 ~小さな負担で大きな安心~

万一の場合に備えて、生命保険と交通事故傷害保険がセットされており、交通災害でお亡くなりになられたときには、両保険金が併せて給付されます。

生命保険

(引受保険会社:ジブラルタ生命保険株式会社)

この保険は、商工会員等を対象とした死亡保障のみの掛け捨て保険(集団扱定期保険)のため、安い保険料で高額の保障が受けられます。

《保険金・給付金》

- 死亡保険金……被保険者が亡くなったとき。
- 高度障害給付金……被保険者が傷害または疾病によって約款所定の高度の身体傷害の状態になられたとき。
※死亡保険金または高度障害給付金が支給された場合には、その保険契約は消滅します。
- リビング・ニース特約……余命6カ月以内と判断されたときに死亡保険金の一部または全部をお支払いします。(満期前一年間は対象外となります)

《保険金額》(1口あたり)

●加入時の契約年齢により次のとおり

6~46歳	100万円	47~54歳	50万円	55~65歳	25万円
-------	-------	--------	------	--------	------

《発効および失効》

- 発効……保険会社が承諾した場合、原則として加入申込みの翌月1日となります。ただし、締切日以降当該月末日までの加入申込みは翌々月1日となります。また、面接、診査扱いの場合、面接、診査が完了しないと発効されません。
- 失効……6カ月以上共済掛金の払込みがない場合、失効することがあります。

プラス医療保障特約型

御希望により、「医療保障特約」を付加することができます。(中途加入も可能です)基本入院給付日額5,000円プランと10,000円プランの2種類から選べます。

《保険金・給付金》

- 災害・疾病入院給付金……病気やケガで2日以上継続して入院されたとき。
- 手術給付金……病気やケガで所定の手術を受けられたとき。
- 無事故給付金……判定期間中に入院や手術がなかったとき。(判定期間満了時に生存していること)
- 先進医療給付金……先進医療による治療を受けられたとき。

《保険金額》

災害・疾病入院給付金	1日あたり/5,000円 or 10,000円 (基本入院給付日額)	●1入院の支払限度日数:120日 ●通算支払限度日数:1,095日
手術給付金	手術1回につき、手術の種類により 20万円・10万円・5万円 ※ただし、骨髄幹細胞採取手術の場合は、保障期間を通して1回を限度とし、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以降の手術に対してお支払します。※10,000円プランの場合は倍額	
無事故給付金	5年毎に5万円(合計10万円) ※10,000円プランの場合は倍額	
先進医療給付金	先進医療の技術に関わる費用の額(支払限度100万円)	

《発効および失効》

- 発効……保険会社が承諾した場合、原則として加入申込み日の翌月1日となります。(加入日によっては生命保険の契約とは相違する場合がありますのでご注意ください。)
- 失効……2回連続で保険料の払込みがないまま猶予期間を過ぎると失効となります。

※医療保障特約型の保険料は、共済掛金とは別に直接保険会社に月払いでお支払いいただきます。
※詳しい内容については別途のパンフレットをご覧ください。

交通事故傷害保険

(引受保険会社:損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

この保険は、日本国内・国外を問わず、被保険者の方が交通事故によって被った身体の傷害について補償されます。

《保険金の種類》

- 死亡保険金……被保険者が事故後、180日以内に亡くなったとき。
- 後遺障害保険金……被保険者が事故後、180日以内に身体に重大な障害を残したとき。
- 入院保険金……事故によりケガをされ医師の治療を受けるために入院したとき。ただし事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数を限度とします。
- 通院保険金……事故によりケガをされ医師の治療を受けるために通院したとき。ただし事故の発生の日からその日を含めて180日以内の実通院日数に対し90日を限度とします。
- 手術保険金……被保険者が事故後、180日以内に所定の手術を受けたとき。

※事故の原因を問わず、むちうち症または腰痛等で他覚症状のないものについては、保険金が支払われません。

《保険金額のめやす》(1口あたり)

死亡保険金 50~150万円	後遺障害保険金 死亡保険金の 4%~100%	入院保険金 1日 1,000円~ 1,500円
通院保険金 1日 500円~ 800円	手術保険金 手術の種類に応じて、入院日額の (入院中の手術 10倍) (外来の手術 5倍)	

※毎年の保険金は3月1日を基準日として、前年度の損害率や保険料率により変動いたします。保険金額を含む保険内容の詳細は「加入状況のお知らせ」とともに毎年ご契約者様にお知らせいたします。(現在の保険金額は商工会連合会までお問い合わせください)

《発効および失効》

- 発効……保険会社が承諾した場合、原則として加入申込み日の翌月1日となります。ただし、締切日以降当該月末日までの加入申込みは翌々月1日となります。
- 失効……6ヶ月以上共済掛金の払込みがない場合、失効することがあります。

※詳しい内容についてはパンフレットをご覧ください。



生命保険の診査基準

- 告知扱い…被保険者の告知書記入による自己申告。
記入事項が事実と相違するときには、保険金が支払われないことがあります。
- 診査扱い…申込日から1年以内に受診した人間ドック成績表・健康診断表のうち、いずれか1つを提出、または引受保険会社指定の医師による健康診査。

■加入口数による診査基準一覧表

保険金 (1口あたり)	加入年齢	加入口数				
		1~12	13~15	16~20	21~24	25~30
100万円	6~39					
	40~45					
	46					
50万円	47~54					
25万円	55~65					

□ 告知扱い ■ 診査扱い

※人間ドック成績表・健康診断表・生化学検査成績表について受診必須項目を満たしていない場合や体況上の理由等により、確認書類等の追加提出や、引受保険会社指定の医師による健康診査をお願いする場合があります。
※診査基準の適用にあたっては、新契約、同時契約(複数の新契約)および一年以内の既契約(シプラルタ生命の一般契約含む)を通算して適用します。ただし、新契約、同時契約およびシプラルタ生命の5年以内の告知扱い契約を通算して、死亡保険金の合計額が上表の告知扱いの範囲のときは、告知扱いを適

用します。
また、医療保障特約型については原則告知扱いとなりますが、体況上、通算上の理由で診査等が必要な場合があります。
※診査基準により保険会社が審査した結果、この共済制度に加入いただけないこともあります。
※被保険者が申込日現在15歳未満の場合、加入できる通算保険金額は1000万円以内となります。

掛金等の税法上の取扱い

1. 法人企業が共済掛金を支払う場合

- (1) 法人企業が保険金受取人の場合、共済掛金のうち保険料は福利厚生費、経費(手数料)は雑費として損金算入できます。
- (2) 被保険者が従業員で保険金受取人が従業員の家族の場合、共済掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上したときは、損金算入できます。ただし、従業員にとっては給与所得として課税の対象となります。

加入形態			掛金等の経理処理				保険金受取時の 会社の経理
加入者	被保険者	保険金受取人	保険料	経費(手数料)	受取利息	貯蓄積立金	
法人企業	役員 従業員	会社	福利厚生費	雑	雑 収 入	(資産計上) 貯共積立金	受取時……雑収入(益金) 支給時……死亡退職金または 死亡弔慰金(損金)
	従業員	従業員の家族	給料	費			—
	役員	役員の家族	役員報酬				—

2. 個人事業主が共済掛金を支払う場合

- (1) 事業主が保険金受取人の場合、共済掛金のうち従業員の保険料は福利厚生費、経費(手数料)は雑費として必要経費に算入できます。
- (2) 被保険者が従業員で保険金受取人が従業員の家族の場合、共済掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上したときは、必要経費に算入できます。ただし、従業員にとっては給与所得として課税の対象となります。
- (3) 被保険者が事業主および家族の場合、保険料は確定申告の際、生命保険料として所得から控除できます。

加入形態			掛金等の経理処理				保険金受取時の 会社の経理
加入者	被保険者	保険金受取人	保険料	経費(手数料)	受取利息	貯蓄積立金	
個人事業主	事業主	事業主の家族	—	—	雑 所 得	(資産計上) 貯共積立金	—
		事業主	—	—			—
	専従者	事業主を除く 専従者の家族	—	—			—
	従業員	事業主	福利厚生費	雑			費
従業員の家族		給料	雑	費	—		

※(1)の場合の仕訳例(法人企業・個人事業主ともに)

1. 掛金を払込んだとき

(借方) (貸方)
貯蓄積立金/預金(現金)

2. 決算のとき(保険料と経費)

(借方) (貸方)
福利厚生費/貯蓄積立金
雑 費

●貯蓄積立金等の内訳は、毎年6月中旬頃に「加入状況のお知らせ」としてお送りしています。

加入者の皆様への特典

加入者の皆様の健康増進の一助として、公共の温泉施設の利用優待券(1枚200円相当)を発行しており、県や市町村などが運営する県内44カ所(H27.9現在)の温泉施設でお使いいただけます。

利用優待券は、毎年6月中旬に加入口数に応じて(1口あたり1枚)各加入者に直接送付し、7月から1年間ご利用いただけます。

※このパンフレットは概要を説明したものです。
詳しい内容については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先